

きずな



2015年 4月 9日



NO 1022

赤旗井原出張所

井原市井原町103 (Tel 62-6200)

井原市の「井原市福祉基金助成事業」は、平成26年度の助成事業に1項目が加わり、平成27年度から下記の19項目になりました。助成の内容は次のとおりです。紙面の都合で文字が小さくなり申し訳ございません。詳しいことをお聞きになりたい方は、下記のお問い合わせ先にお問い合わせください。

お問い合わせ先 Tel62-9518(社会福祉事務所) Tel72-0110(芳井支所市民福祉課) Tel87-3112(美星支所市民福祉課)

助成事業の種類	助成対象事業及び対象者	助成対象経費	助成額																																
1 技術習得・社会参加促進費助成	本市に住所を有する次の各号に掲げる者で、就業等のための技術習得を目的に、職業センター又は専門学校に入校することにより就業若しくは自立更生が見込まれる者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	入校に要する経費	50,000円																																
2 心身障害者扶養共済制度加入保険料助成	本市に住所を有する心身障害者の保護者で、この制度の保険料を納付している者。ただし、附加給付保険料を除く。	加入保険料に要する経費の1/3の額																																	
3 住宅設備改良費助成	本市に住所を有する者で、次の各号に掲げる者(介護保険等の住宅改造助成を既に受け、又は受けることができる者を除く。)の生活しやすいように住宅設備の改善を行う場合(市県民税が課税されていない世帯に限る。) (1) 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 (2) 療育手帳Aの交付を受けている者 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 (4) 前3号に掲げる者を介護している者 (5) 65才以上の高齢者を含む世帯に属する者 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下この表中「障害者総合支援法」と言う。)第4条第1項に規定する治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの(以下この表中「難病患者等」と言う。)	住宅設備改良に要する経費の2/3の額 (玄関、浴室、便所、炊事場等の改良で、障害の克服を目的としたものに限り、介護保険制度の住宅改修に準ずる。)	200,000円以内																																
4 心身障害者祝金	本市に1年以上住所を有する者で、次の各号に掲げる者が結婚(初婚に限る。)した場合又は20歳になったとき (1) 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 (2) 療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		結婚祝金 1人 50,000円 成人祝金 1人 20,000円																																
5 はり・きゅう・マッサージ施術費助成	本市に住所を有する者で、次の各号に掲げる者があん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項に定めるあん摩、マッサージ師の免許を有する市内の施術所において施術を受ける場合 (1) 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 (2) 療育手帳Aの交付を受けている者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者 (4) 65才以上の者(市県民税が課税されていない者に限る。) (5) 障害者総合支援法に規定する難病患者等	はり、きゅう、マッサージ施術券の支給 (1回当たりの施術につき1枚とする。)	2,000円券 年24枚																																
6 ファックス使用料金の助成	本市に住所を有する者で、身体障害者手帳1～3級の手帳の交付を受けている聴覚、音声又は言語機能障害者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者	ファックス使用料金の額	月額基本料金相当額																																
7 福祉ボランティアグループの育成及び活動費の助成	障害者(児)、高齢者、母子(父子)家庭、養護施設入所者(児)の自立と社会参加を促進する福祉ボランティアグループ(5人以上)の育成及び継続して行う福祉ボランティア活動の実施に要する経費の一部を助成する。	組織発足に伴う経費(初年度に限る。) 活動に必要な資材、交通費及びボランティア保険料等 市長が特に必要と認めた経費	30,000円 年30,000円以内																																
8 緊急援護金の給付	市長が緊急援護の必要があると認めた者で、その援護が公的扶助等の対象とならない場合	市長が緊急援護の必要があると認める経費	市長が必要と認める額																																
9 施設通所者(児)の交通費の助成	本市に住所を有する者で、特別支援学校又は福祉施設におおむね週1回以上継続して通学若しくは通所する知的障害者(児)、精神障害者又は身体障害者若しくはその親族並びに障害者総合支援法に規定する難病患者等であって、次の各号に該当する場合 (1) 通常助成金 公共の交通機関又は自家用車を利用して、通学又は通所している場合 (2) 緊急助成金 親族の病気等の事由により長期的に送迎が困難になった場合、その送迎に係る交通費	通学若しくは通所に必要な交通費又はガソリン代(特別支援学校に寄宿し、かつ、毎週末に帰宅する場合を含む。) 	(1) 通常助成金 ・定期乗車券購入に要した自己負担額の1/2 ・ガソリン代 月額 4,000円以内 (2) 緊急助成金 ・送迎に要した経費の9/10 40,000円以内(1月に限る。)																																
10 紙おしめの助成	本市に住所を有する在宅で常時おしめを使用している者で、次の各号に掲げる者(井原市地域生活支援事業実施要綱(平成18年井原市告示第107号)に定める紙おむつの給付又は井原市在宅重度要介護者介護用品支給事業実施要綱(平成17年井原市告示第8号)により介護用品の支給を受けることができる者を除く。) (1) 40才以上の者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者 (3) 療育手帳の交付を受けている者 (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (5) 障害者総合支援法に規定する難病患者等	紙おしめ(利用券)の支給(尿とりパットを含む。) 使用できる枚数は、次の各号のとおりとする。なお、切り離しての使用は、無効とする。 <table border="1" data-bbox="1068 2197 1518 2444"> <thead> <tr> <th>使用期間</th> <th>市県民税課税世帯</th> <th>その他の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月1日～翌年7月31日</td> <td>5枚</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td>11月1日～翌年7月31日</td> <td>5枚</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td>2月1日～7月31日</td> <td>5枚</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td>5月1日～7月31日</td> <td>5枚</td> <td>10枚</td> </tr> </tbody> </table>	使用期間	市県民税課税世帯	その他の世帯	8月1日～翌年7月31日	5枚	10枚	11月1日～翌年7月31日	5枚	10枚	2月1日～7月31日	5枚	10枚	5月1日～7月31日	5枚	10枚	<table border="1" data-bbox="1541 2129 1808 2444"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請月</th> <th colspan="2">支給枚数(1,000円券)</th> </tr> <tr> <th>市県民税課税世帯</th> <th>その他の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8～10月</td> <td>20枚</td> <td>40枚</td> </tr> <tr> <td>11～1月</td> <td>15枚</td> <td>30枚</td> </tr> <tr> <td>2～4月</td> <td>10枚</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>5～7月</td> <td>5枚</td> <td>10枚</td> </tr> </tbody> </table>	申請月	支給枚数(1,000円券)		市県民税課税世帯	その他の世帯	8～10月	20枚	40枚	11～1月	15枚	30枚	2～4月	10枚	20枚	5～7月	5枚	10枚
使用期間	市県民税課税世帯	その他の世帯																																	
8月1日～翌年7月31日	5枚	10枚																																	
11月1日～翌年7月31日	5枚	10枚																																	
2月1日～7月31日	5枚	10枚																																	
5月1日～7月31日	5枚	10枚																																	
申請月	支給枚数(1,000円券)																																		
	市県民税課税世帯	その他の世帯																																	
8～10月	20枚	40枚																																	
11～1月	15枚	30枚																																	
2～4月	10枚	20枚																																	
5～7月	5枚	10枚																																	

読者ニュース「きずな」に対するご意見や情報をしんぶん赤旗の配達・集金者にどしどしお寄せください。

11	福祉タクシー料金・福祉バス料金の助成	本市に住所を有する在宅の低所得者（市県民税が課税されていない者）で、次の各号に掲げる者 (1) 身体障害者手帳1～2級の手帳の交付を受けている者 (2) 療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者 (4) 県が定める特定疾患患者 (5) 人工透析を受けている腎疾患患者（人工透析患者の通院交通費助成を受けている者を除く。） (6) 小児慢性特定疾患患者 (7) 障害者障害者総合支援法に規定する難病患者等 (8) 交通手段を有しない65歳以上の高齢者で、定期的に医療機関へ通院することが必要かつその通院費の助成が必要と認められる者（おおむね週1回以上、病院又は診療所等の医療機関で療養を必要とする者（その事実を明らかにする資料の添付を要する。）	一乗車につき タクシー基本料金（大型を除く。）又はバス基本料金（最低運賃）のいずれか 	タクシー基本料金（大型を除く。）乗車券 月8枚 バス最低運賃乗車券 月8枚																
12	人工透析患者の通院交通費の助成	本市に住所を有する低所得者（市県民税が課税されていない者）で、通院より人工透析を受けている腎臓疾患患者（福祉タクシー料金又は福祉バス料金の助成を受けている者を除く。）		月額4,000円																
13	先進医療費自己負担金の助成	本市に1年以上住所を有する者で、先進医療を受けた者	自己負担金に要する経費の1/10の額	1回 300,000円以内																
14	理美容サービス利用料金の助成	本市に住所を有する者で、井原市在宅介護助成金の支給対象の被介護者	理美容サービス利用券の支給（1回のサービスにつき1枚とし、2か月で1枚とする。）	1,500円券 年6枚																
15	元気地域事業の助成	地域の高齢者又は一人暮らしの人が集会所又は公民館で集い、交流や社会参加又はボランティア活動を行うグループ（10人以上の会員で構成）	活動に必要な資材、交通費及び保険料等市長が必要と認めた経費（備品及び他への助成金を除く。）の1/2の額及び基本額	基本額 10,000円 事業費 20,000円以内																
16	福祉有償運送事業への助成	福祉有償運送事業を行う社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人で、現に福祉有償運送を実施している法人及び福祉有償運送を実施しようとする法人 ※この表において福祉有償運送とは、公共交通機関による移動が困難な高齢者及び障害者を対象として、事業者が井原地区福祉有償運送運営協議会の協議を経て道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づく登録を受けて実施する自家用自動車による運送事業をいう。 	補助金の交付対象事業、経費 <table border="1" data-bbox="1062 1083 1516 1591"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事務処理安定化事業</td> <td>福祉有償運送事業の利用件数</td> </tr> <tr> <td>②事業設立事業</td> <td>(1) 新たに福祉有償運送事業を実施するために要する経費 (2) 新たに福祉有償運送事業に使用する車両購入に要する経費</td> </tr> <tr> <td>③事業継続事業</td> <td>福祉有償運送事業を継続して運営している法人が車両購入に要する経費</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助対象経費	①事務処理安定化事業	福祉有償運送事業の利用件数	②事業設立事業	(1) 新たに福祉有償運送事業を実施するために要する経費 (2) 新たに福祉有償運送事業に使用する車両購入に要する経費	③事業継続事業	福祉有償運送事業を継続して運営している法人が車両購入に要する経費	補助率・補助額 <table border="1" data-bbox="1535 1083 1845 1591"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助率・補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事務処理安定化事業</td> <td>1件200円</td> </tr> <tr> <td>②事業設立事業</td> <td>(1) 10分の10（上限250,000円） (2) 3分の2（上限500,000円）</td> </tr> <tr> <td>事業継続事業</td> <td>3分の2（上限500,000円（ただし、車1台につき1台は1,000,000円））</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助率・補助額	①事務処理安定化事業	1件200円	②事業設立事業	(1) 10分の10（上限250,000円） (2) 3分の2（上限500,000円）	事業継続事業	3分の2（上限500,000円（ただし、車1台につき1台は1,000,000円））
補助対象事業	補助対象経費																			
①事務処理安定化事業	福祉有償運送事業の利用件数																			
②事業設立事業	(1) 新たに福祉有償運送事業を実施するために要する経費 (2) 新たに福祉有償運送事業に使用する車両購入に要する経費																			
③事業継続事業	福祉有償運送事業を継続して運営している法人が車両購入に要する経費																			
補助対象事業	補助率・補助額																			
①事務処理安定化事業	1件200円																			
②事業設立事業	(1) 10分の10（上限250,000円） (2) 3分の2（上限500,000円）																			
事業継続事業	3分の2（上限500,000円（ただし、車1台につき1台は1,000,000円））																			
17	障害者通所奨励金の助成	在宅の障害者であって一般企業に雇用されることが困難な者が作業訓練又は生活訓練を行う施設に通所することにより、当該障害者の自立及び社会復帰を促進するため、障害者通所奨励金を給付する。奨励金を受けることができる事業所は、市内在住の障害者が自宅又は市内の共同生活援助施設から通所する地域活動支援センターⅡ型事業所、地域活動支援センターⅢ型事業所及び障害者総合支援法に定める就労継続支援事業所（特定旧法指定施設事業所を含む。）		奨励金の額は、市内在住の通所者1人につき、対象施設に通所した日数（作業の時間が3時間未満の日を除く。）に300円を乗じて得た額とする。																
18	障害者福祉施設修繕費助成	障害者施設を運営する井原市内の特定非営利活動法人	市内の障害者施設を運営する特定非営利活動法人が、当該施設の現状維持のための修繕を行う場合（ただし、1申請後5年の経過を要す。）	2分の1以内（限度額50万円）（1事業所）																
19	障害福祉サービス事業所開設整備費助成	市内に下記の障害福祉サービス事業所開設し、又は、整備しようとする指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた、又は、指定を受ける見込みである社会福祉法人等 (1) 生活介護 (2) 就労移行支援 (3) 就労継続支援 (4) 共同生活援助 (5) 児童通所支援 (6) 地域活動支援センター	施設整備に係る工事請負費から補助金、助成金、寄附金等を控除した額（ただし、1施設1申請のみとする。）	3分の2以内（限度額200万円）（1事業所）																

井原市政に対するご意見・ご要望をお寄せください

井原市議会平成27年6月定例会の開会予定日は6月15日（月）です。皆様の井原市政に対するご意見・ご要望をお近くの党員か下記の電話・FAXにお気軽にお寄せください。皆様のご意見・ご要望が1つでも多く実現するよう、引き続き奮闘したいと考えています。

日本共産党後援会事務所 TEL 62-6200 FAX 62-6209
森本ふみお宅 TEL 62-6061 FAX 62-6081